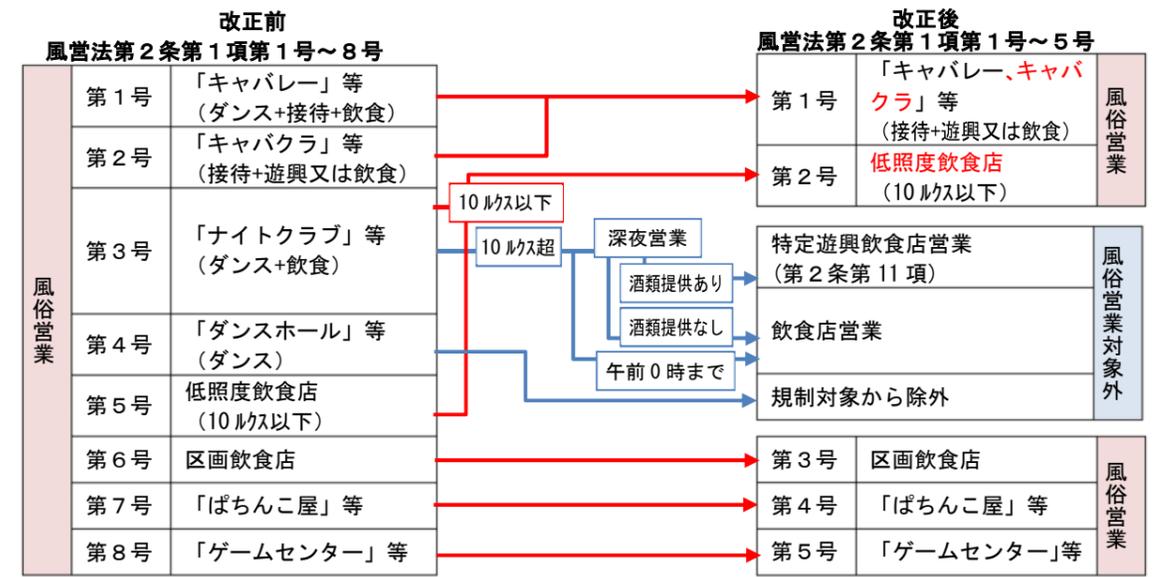


風営法等の改正に伴う地区計画の一括変更に係る説明会の開催について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）が改正され（平成28年6月23日施行）、この風営法の規定を引用して建築物等の用途の制限を定めている地区計画について、法改正前と同様の規制内容とするため、地区計画の変更が必要となり、この度、変更する地区計画の原案に関する説明会を、下記のとおり開催する。

1. 風営法の改正概要（平成28年6月23日施行）

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、接待や飲食のない、客にダンスをさせる営業について、風俗営業から除外するもの。



2. 地区計画における風営法に位置づけのある用途の規制について

都市計画上の地区計画では、容積率や建蔽率の最高・最低限度とともに、建築物等の用途の制限などを位置付けている。その中で、建築物の用途の制限については、風営法の規定を引用して制限を定めている場合がある。

(例) 東五反田地区地区計画（決定：平成9年4月4日 変更：平成21年6月22日）

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号～第6号・・・に該当する営業の用に供するもの
------------	------------	---

3. 地区計画の主な変更点

風俗営業からダンスホールが除かれたが、地区計画では引き続き規制していくものとして記載を変更。また、関連する法令の項や号がずれたものについて整合を図る。

(例) 東五反田地区地区計画（変更後案）

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号～第3号・・・に該当する営業の用に供するもの 2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業 3 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスをさせる営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）
------------	------------	--

変更

4. 対象となる地区計画

地区名	決定権者	地区名	決定権者
西大井駅周辺地区	区	大崎駅東口第2地区	都
西五反田三丁目地区	区	品川駅東口地区	都
戸越一丁目地区	区	東五反田地区	都
東五反田二丁目地区	区	東品川四丁目地区	都
広町一丁目周辺地区	区	大崎駅東口第三地区	都
大井一丁目南地区	区	武蔵小山駅東地区	都
東五反田二丁目第3地区	区	北品川五丁目地区	都
		西品川一丁目地区	都

5. 日時および会場

日時	会場
9月23日(金) 午前10時～正午	品川区役所第三庁舎6階講堂 (広町2-1-36)
9月26日(月) 午後7時～午後9時	スクエア荏原イベントホール (荏原4-5-28)

※説明動画をホームページで公開

6. 周知方法

- ・広報紙、区ホームページ、関係者戸別配布

7. 今後のスケジュール（案）

- 令和4年 9月下旬～10月上旬 16条縦覧（原案の縦覧）
- 令和4年 12月上旬～中旬 17条縦覧（案の縦覧）
- 令和4年 12月下旬 品川区都市計画審議会
- 令和5年 2月上旬 東京都都市計画審議会
- 令和5年 3月上旬 都市計画変更の決定・告示